

2025年2月26日

メディカル少額短期保険株式会社

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による
災害救助法の適用地域にお住まいのご契約者の皆様へ

この度の災害で被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、この度の災害により災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆
様を対象に、以下の措置を実施いたしますので、これらの措置の適用をご希望されるお客様
は弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

1. 証券や自動継続通知書の再発行
2. 保険料のお支払いに関する猶予期間の延長

弊社フリーダイヤル：0120-900-358

(受付時間：土・日・祝日・年末年始休日を除く9:00～17:00)

●災害救助法適用地域

【青森県】 青森市（あおもりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所
川原市（ごしょがわらし） つがる市（つがるし） 平川市（ひらかわし） 西津軽郡
鱒ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち） 中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんに
しめやむら） 北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（き
たつがるぐんつるたまち）

【新潟県】 南魚沼市（みなみうおぬまし）